

平成29年度

品質管理レビューの概要

Quality Control Committee

2018 OVERVIEW



Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士

日本公認会計士協会について

日本公認会計士協会(以下「当協会」という。)は、公認会計士がその使命を全うするために公認会計士の指導・監督に努め、その資質向上に尽力しています。

当協会は、日本における唯一の公認会計士の団体です。昭和24年に任意団体として発足し、昭和41年に公認会計士法で定める特殊法人となりました。また、平成16年4月には、特別の法律により設立される民間法人(特別民間法人)となりました。

当協会の会員は、公認会計士及び外国公認会計士、監査法人で構成され、当協会の準会員は、会計士補と公認会計士試験合格者等で構成されています。平成30年3月31日現在の会員数は公認会計士及び外国公認会計士30,352名、監査法人 229事務所であり、準会員数は会計士補・公認会計士試験合格者等 6,736名、会員数合計は37,317です。

当協会は、会計プロフェッションの自主規制団体として、会員の規律及び能力の保持高揚のために指導及び監督機能を強化しています。

本冊子『品質管理レビューの概要』は、『品質管理委員会年次報告書』の概要編をもとに記述しています。『品質管理委員会年次報告書(平成29年度)』は、以下の日本公認会計士協会のウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

http://jicpa.or.jp/specialized_field/20180626nen.html

なお、『品質管理委員会年次報告書』は、平成29年度の品質管理レビューの結果の概要等を簡潔にまとめた「概要編」と、品質管理レビュー結果等をより詳細に説明や分析し、品質管理レビューの結果等をより深く理解できるように作成した「詳細編」で構成されています。本冊子と『品質管理委員会年次報告書』の「詳細編」との関係については、「(参考3) 年次報告書(詳細編)との関係」にまとめていますので、ご参考にしてください。



JICPA

目 次

トップメッセージ	1
1. 自主規制団体としての日本公認会計士協会の役割	3
2. 品質管理レビュー制度	4
3. 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会の検査との関係	12
4. 平成29年度の品質管理レビューの実施状況及び実施結果	13
5. 平成29年度の通常レビューにおける改善勧告事項	19
6. 改善勧告事項が生じた原因と対策	25
7. 上場会社監査事務所登録制度の概要	26
8. 平成29年度の上場会社監査事務所名簿等の状況	28
（参考1）上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の概況	29
9. 品質管理審議会からの勧告事項への対応	30
10. 今後の行動計画	32
（参考2）上場会社の会計監査人の異動状況	33
（参考3）年次報告書（詳細編）との関係	35

トップメッセージ



日本公認会計士協会（以下「当協会」といいます。）は、社会全体のグローバル化や情報化に伴って、公認会計士を取り巻く様々な環境が変革期を迎えている中、直面する様々な課題に対し、大きく3つの柱（「公認会計士監査の信頼回復と向上」、「公認会計士が社会で貢献し活躍するための環境作り」、「国際性、多様性を担える人材の確保と公認会計士の魅力向上」）に分けて、解決に取り組んでいます。

その柱の1つである「公認会計士監査の信頼回復と向上」に向けて、当協会では、社会全体のグローバル化や情報化、テクノロジーの進化を踏まえ、公認会計士監査の強化に取り組んでいます。財務情報を支える市場関係者の一翼を担う立場として、資本市場のインフラの要としての監査について検討を進め、適正な情報開示及び情報の信頼性確保に取り組み、資本市場の健全な発展に寄与していくことが重要と考えており、市場関係者に対して、企業とのコミュニケーションや専門的な判断を行うのに十分な期末監査期間の確保を要請するなど、監査品質の維持、確保に向けた諸施策を講じています。その中でも、品質管理レビュー制度については、その開示の在り方について検討するとともに、本年2月に公表された「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書」の提言について、具体的な施策を検討し、自主規制の原点に立ち返った横断的な対応を含めて検討を進めているところです。

本冊子は、平成29年度における品質管理レビューの概要について報告するものです。当協会は、公認会計士監査の品質の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保するために、品質管理レビュー制度を運用していますが、平成29年度においては、通常レビューにおけるリスク・アプローチの強化、監査事務所全体の品質管理体制の評価の強化、機動レビューの実施などにより、品質管理レビューの実効性の向上を図っています。また、より多くの皆様に監査の品質管理に対する品質管理委員会の取組状況をご理解いただけるように、年次報告書の構成の見直しを行うとともに、これまで会員に提供してきた改善勧告事項の実例を解説した「品質管理レビュー事例解説集」を一般に公表します。

公認会計士制度は、平成30年7月に70周年という節目を迎えます。公認会計士制度が今後とも経済社会の発展及び公共の利益に貢献するという重要な役割を担い続けていけるように、引き続き尽力したいと考えております。そのためには、私共公認会計士の業務や取組を説明し、関係者の理解を得、また、意見を頂くことが重要と認識しており、今後も一層、当協会の基盤整備や情報発信に力をいれていきたいと思っております。

平成30年6月

日本公認会計士協会

会長

関根愛子

品質管理委員会

鈴木昌治委員長メッセージ

日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）は、公認会計士の自主規制団体として、日本における監査の質的水準の向上を図ることにより、監査に対する社会的信頼を維持、向上することを目的として、平成11年度から品質管理レビュー制度を導入しております。また、平成19年度からは上場会社を監査する監査事務所を対象に上場会社監査事務所登録制度を運用しております。

品質管理レビュー制度については、その実効性の向上を図るべく、監査環境に応じて継続的に改善を実施しております。現在は、本年2月に公表された「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書」の提言への対応に取り組んでおり、また、品質管理レビューの実施結果の開示拡充の在り方について検討を進めております。

平成29年度の品質管理レビューにおいては、監査事務所及び個別監査業務の情報収集・分析の強化や、レビュー対象業務の規模やリスクに応じて担当レビューアーを複数名にするなど、品質管理レビューの実効性の向上に取り組みました。

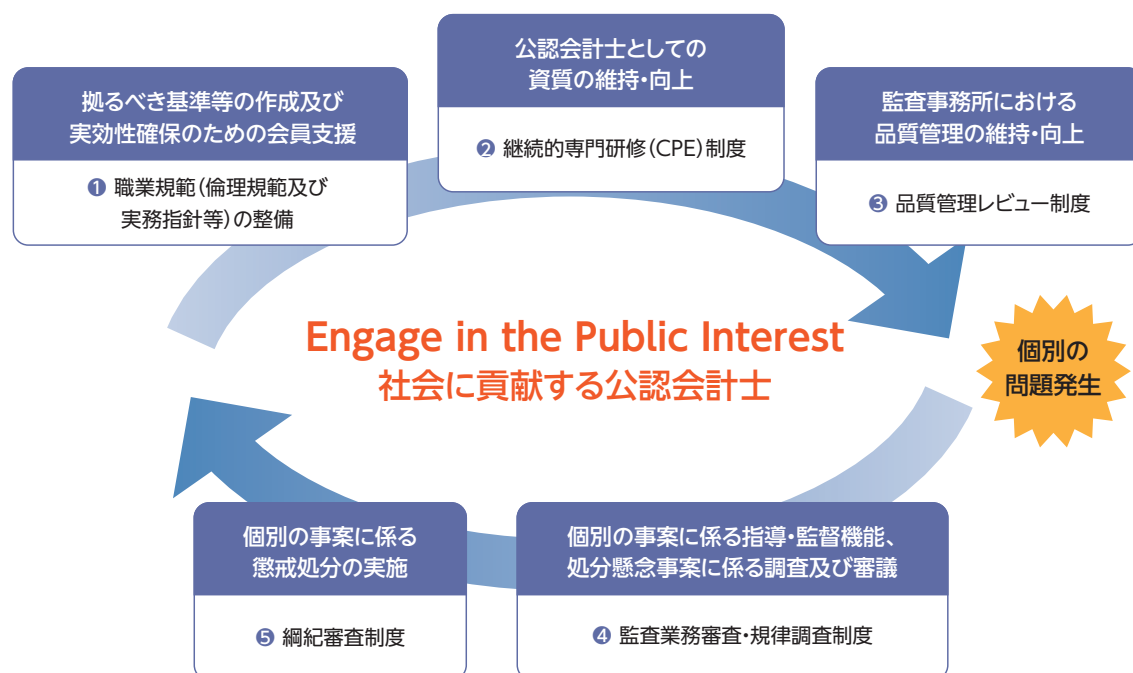
当委員会は、監査役等や資本市場関係者の皆様に対し、自主規制の取組の一つである品質管理レビュー制度、及び、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するための上場会社監査事務所登録制度を理解していただくため、今後とも情報発信に努めてまいります。

本冊子が、当協会の品質管理レビュー制度等の概要や活動状況をご理解いただくための一助となれば幸いに存じます。

1 自主規制団体としての日本公認会計士協会の役割

当協会は、会員の資質を常に高く保つ自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持、向上を図り、もって公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するため、下図のような自主規制の取組を行っています。

「品質管理レビュー制度」は、当協会が自主規制として実施する重要な取組の一つです。



2 品質管理レビュー制度

(1) 品質管理レビュー制度の概要

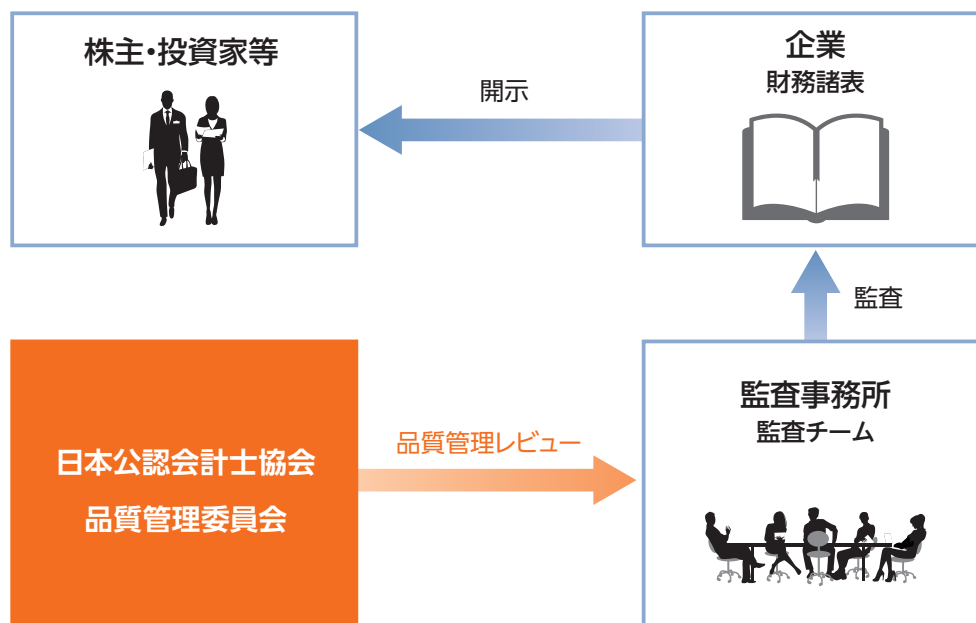
当協会は、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を確保することを目的として、監査法人又は公認会計士（以下「監査事務所」という。）が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー制度）を、公認会計士法の趣旨を踏まえて自主規制として導入し、平成11年度からレビューを実施しています。

品質管理レビューは、当協会の会則、規則等に基づき、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等に準拠して、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況をレビューし、必要に応じて改善を勧告し、適切な措置を決定することにより、監査事務所が行う監査の品質の適切な水準の維持、向上を図るものです。

品質管理レビューの性格は、指導及び監督であり、摘発若しくは懲戒を目的とするものではなく、また、協会として、監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものでもありません。

品質管理レビュー制度の関係者と当協会との関係は、以下のとおりです。なお、公認会計士・監査審査会との関係は、「3. 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会の検査との関係」をご参照ください。

【品質管理レビュー制度の概要】



(2) 監査事務所の品質管理のシステム

監査事務所は、監査の品質を合理的に確保するため、以下の事項に関する品質管理のシステムを整備し運用しなければなりません。

- ① 監査事務所及び専門要員が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守すること。
- ② 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

監査事務所の品質管理のシステムは、主として以下の方針及び手続から構成されるものであり、監査事務所は、これらの方針及び手続を策定し、監査責任者は、監査事務所が設けた品質管理のシステムに準拠して監査業務を行わなければなりません。

【監査事務所の品質管理のシステム】

品質管理に関する責任

- 品質を重視する風土の醸成

職業倫理及び独立性

- 監査対象会社等からの独立性の保持

監査契約の新規の締結及び更新

- 監査対象会社等の規模・複雑性・誠実性及び監査事務所の受入体制（専門要員の確保を含む。）の評価、適切な監査業務を実施できるかの判断

専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

- 専門要員に必要とされる適性や能力の維持・開発

業務の実施

- 監査に必要な情報・技法の蓄積（監査マニュアル・ガイダンス、監査ツール等）
- 監査責任者による指示・監督・査閲
- 適切な監査調書の適時の作成

審査

- 審査担当者の十分な知識・経験・能力と当該監査業務に対する客観性の確保、深度ある審査の実施

品質管理のシステムの監視

- 日常的な監視、定期的な検証により発見された不備事項の適時発見・是正

(3) 通常レビューの種類及び対象監査事務所

通常レビューは、監査事務所の行う品質管理の状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為です。通常レビューには、定期レビューと機動レビューの2つの種類があります。

【通常レビューの種類】

通常レビューの種類	内容
定期レビュー	通常レビューを受けなければならない監査事務所を対象に、原則として3年に1度の頻度により計画的に実施するレビュー (大手監査法人(注)は2年に1度)
機動レビュー	通常レビューを受けなければならない監査事務所を対象に、前回の通常レビューで限定事項付き結論となった場合等、定期レビューを補完する必要があると品質管理委員会が判断した場合に機動的に実施するレビュー

(注) 大手監査法人とは、レビュー対象期間に属する日付を付した監査報告書に係る上場会社の監査業務数が100社以上又は専門要員が1,000人以上の監査法人をいいます。

公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等を監査している監査事務所は、通常レビュー対象の監査事務所となります。

【通常レビュー対象監査事務所】

(平成30年3月31日現在)

	監査法人	公認会計士	合計
通常レビュー対象監査事務所	147	51	198
うち上場会社監査事務所名簿等登録事務所	123	11	134

(参考) 上場会社監査事務所登録制度については26ページ参照。

(4) 通常レビューの実施方法

通常レビューにおいては、監査事務所全体の品質管理の状況を確認するため、主として次の方法により、品質管理レビューを実施します。

● 監査事務所における品質管理の確認

個別の監査業務に影響を与える監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況をレビューします。

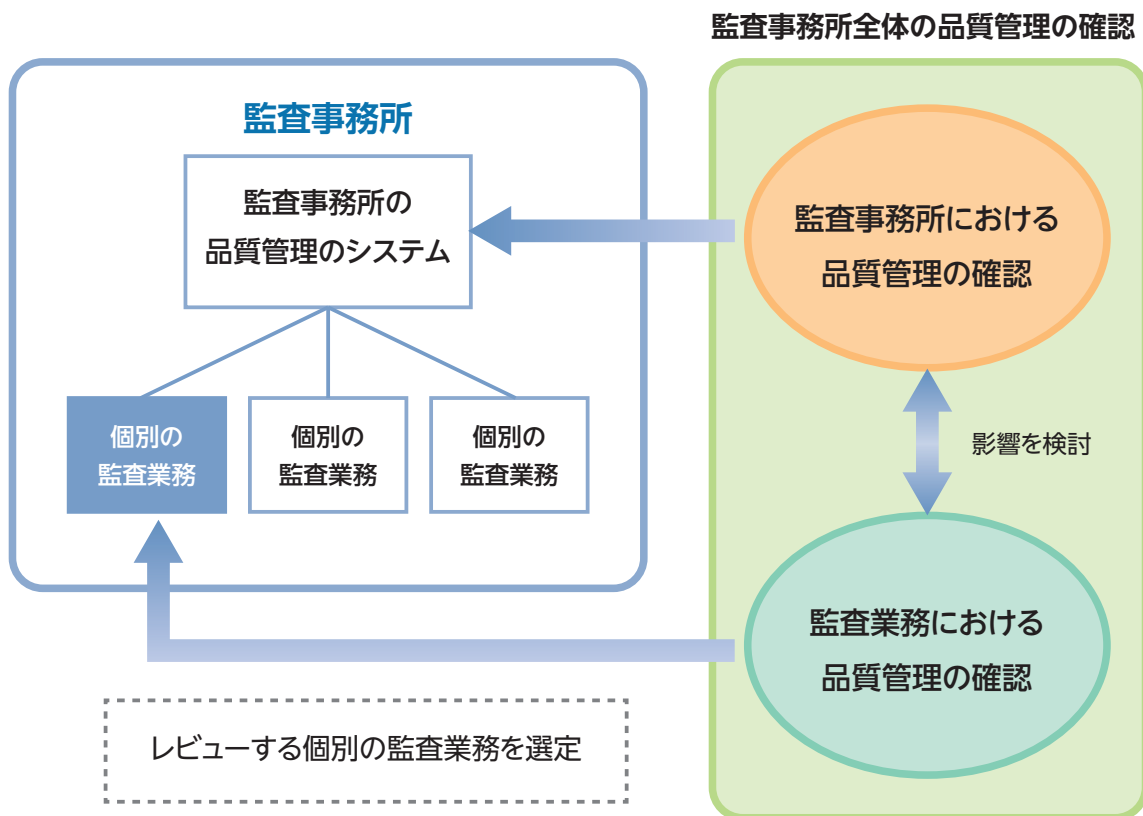
● 監査業務における品質管理の確認

監査事務所の品質管理のシステムが、個別の監査業務において適切に運用されているかどうかをレビューします。

なお、レビュー対象とする個別の監査業務については、監査業務のリスクの程度や監査事務所の状況を考慮して、監査事務所全体の品質管理の状況を確認できるように選定します。

また、個別の監査業務において特に重要な改善勧告事項や多数の改善勧告事項が識別された場合には、監査事務所における品質管理のシステムへの影響について検討します。

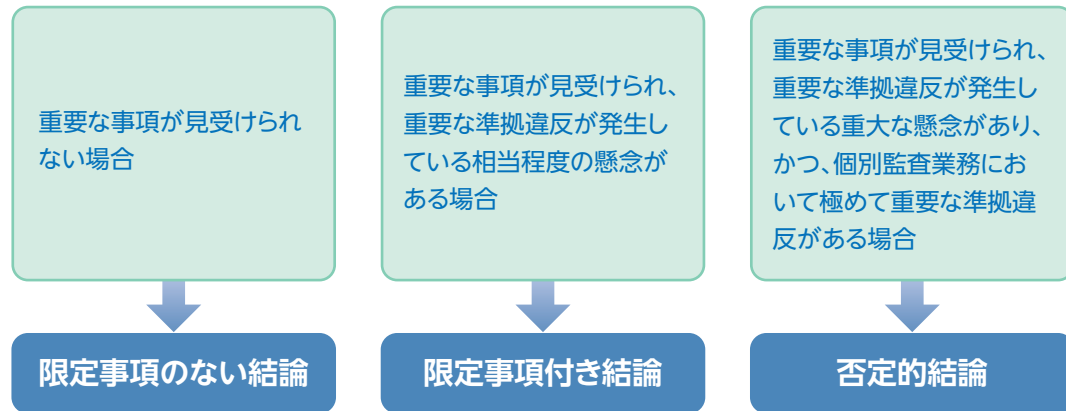
【通常レビューにおける品質管理の確認対象とその関係】



(5) 通常レビューの結論 (品質管理レビュー報告書)

通常レビューを実施した結果に基づき、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況に関する結論を記載した品質管理レビュー報告書を作成し、監査事務所に交付しています。

通常レビューの結論は、以下の3種類です。



限定事項付き結論は、例えば、重要な事項（会計上の見積り、収益認識等）について、重要な虚偽表示を看過している相当程度の懸念がある場合や監査リスクを許容可能な低い水準に抑える十分かつ適切な監査証拠を入手していない場合に表明されます。

なお、主要なレビュー手続の一部又は全部を実施できなかった等の理由により、品質管理レビュー報告書において結論の表明を行うための合理的な基礎を得ることができなかった場合には、品質管理レビュー報告書に結論は表明されません（結論の不表明）。

(6) 改善勧告事項 (改善勧告書と改善計画書)

品質管理レビュー報告書において限定事項付き結論又は否定的結論が表明された場合、及び品質管理レビュー報告書における結論が限定事項のない結論であっても、監査事務所の品質管理の向上に資する改善の必要な事項（改善勧告事項）がある場合には、改善勧告書を作成し監査事務所に交付しています。改善勧告書を受領した監査事務所は、改善計画書を作成し、改善勧告事項に対する改善措置を報告することが求められます。

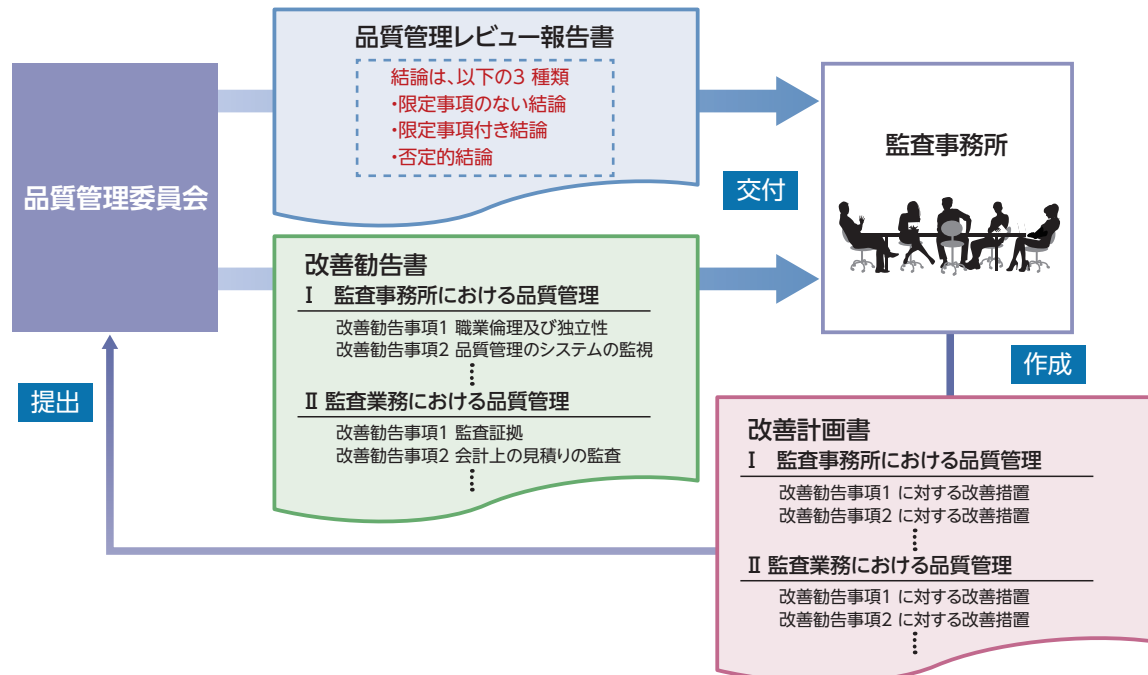
① 改善勧告書

改善勧告事項は、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況である「監査事務所における品質管理」に関するものと、個別の監査業務における監査事務所の品質管理のシステムの運用状況である「監査業務における品質管理」に関するものに区分されて「改善勧告書」に記載されます。

② 改善計画書

改善勧告書を交付された監査事務所は、監査事務所が実施する改善勧告事項に対する改善措置について記載した改善計画書を作成し、品質管理委員会に提出します。なお、レビューアーは監査事務所の改善計画が実行可能で効果の高いものとなるように、監査事務所への指導を実施しています。

【改善勧告事項と改善計画】



(7) 改善措置の状況の確認（フォローアップ・レビュー報告書）

改善勧告事項があるため品質管理委員会が監査事務所に改善勧告書を交付した場合、監査事務所は、その翌年度に、改善計画書に記載した改善勧告事項の改善措置の状況を品質管理委員会に報告します。品質管理委員会は、その改善措置の状況を確認するためにフォローアップ・レビューを実施し、確認結果を記載したフォローアップ・レビュー報告書を作成して監査事務所に交付しています。フォローアップ・レビューにおいて「改善の不十分な事項」が確認されたときには、その翌年度に再フォローアップ・レビューを実施しています。なお、改善勧告書を交付した翌年度に機動レビューを実施した場合に、「改善の不十分な事項」が確認されたときには、改善勧告書に「改善の不十分な事項」である旨を記載しています。

(8) 通常レビューの結果に基づく措置

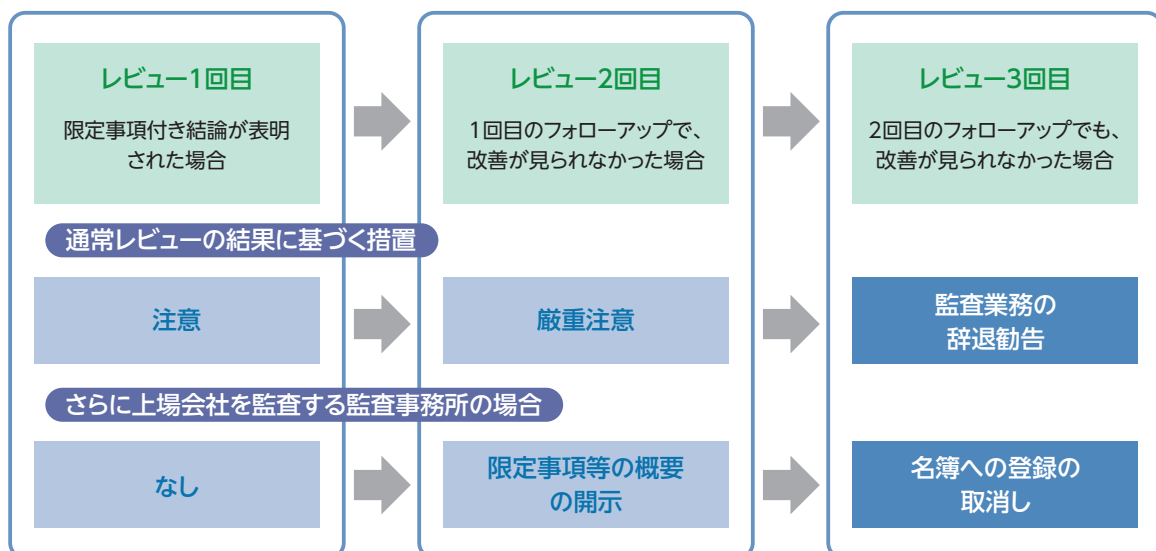
当協会が自主規制団体として、監査業務に対する社会的信頼を確保し、監査制度の充実を図るためには、監査事務所に対する指導の強化を図るだけでなく、品質管理の質的水準が十分でない監査事務所に対して、品質管理の充実のための自助努力を促すとともに、その状況を監督していくことが必要であると考え、通常レビューの結論に基づき、監査事務所に対する措置を決定しています。

また、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対しては、上記の措置に加えて、必要に応じて、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置も講じています。

【通常レビューの結果に基づく措置】

通常レビューの結論等	通常レビューの結果に基づく措置	上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置
限定事項付き結論	注意	なし
限定事項付き結論 (極めて重要な準拠違反の懸念あり)	厳重注意	限定事項等の概要の開示
否定的結論、 レビュー拒否・非協力	監査業務の辞退勧告	名簿への登録の取消し

なお、翌年度に実施した監査事務所の改善措置が不十分であった場合（例えば、レビュー1回目において限定事項付き結論が表明された場合）には、以下のようにより重い措置が講じられていきます。



(9) 品質管理レビュー結果に関する監査役等とのコミュニケーション

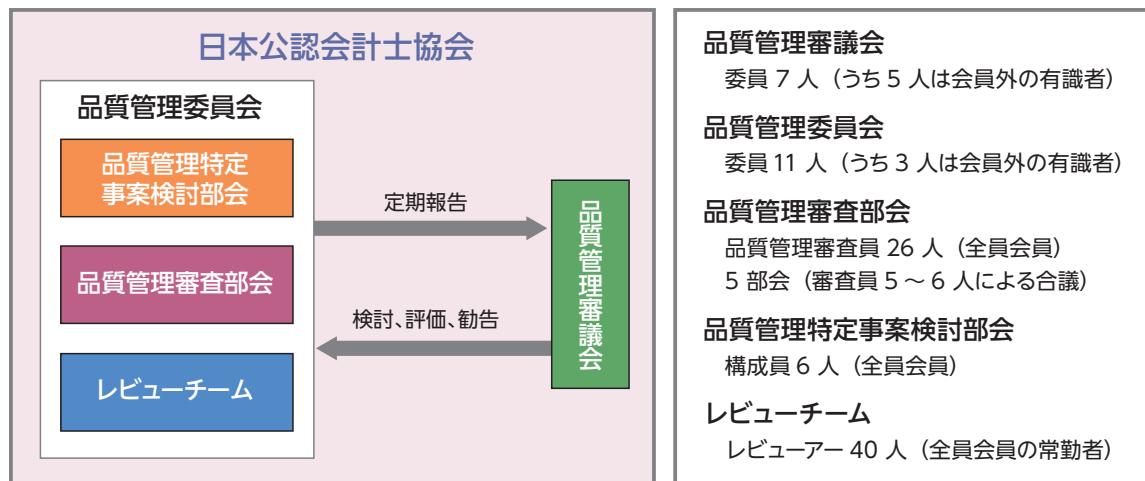
監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）は、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するに当たって、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況の概要を把握する必要があります。そのため、上場会社等の監査の場合には、監査人は品質管理レビューの結論及びその結果に基づく措置等の事項について、監査役等へ書面で伝達することが求められています。

なお、監査人が監査役等に対して品質管理レビューの結果の伝達を開始する時期は、監査事務所が品質管理レビュー報告書を受領した後となります。

(10) 品質管理審議会によるモニタリング

当協会は、品質管理委員会の適切な運営に資するために、会員外の有識者を委員として含む品質管理審議会を置いています。品質管理審議会は、品質管理レビュー制度の運営状況を検討・評価し、その結果を品質管理委員会に勧告しています。

【品質管理レビューの運営体制】



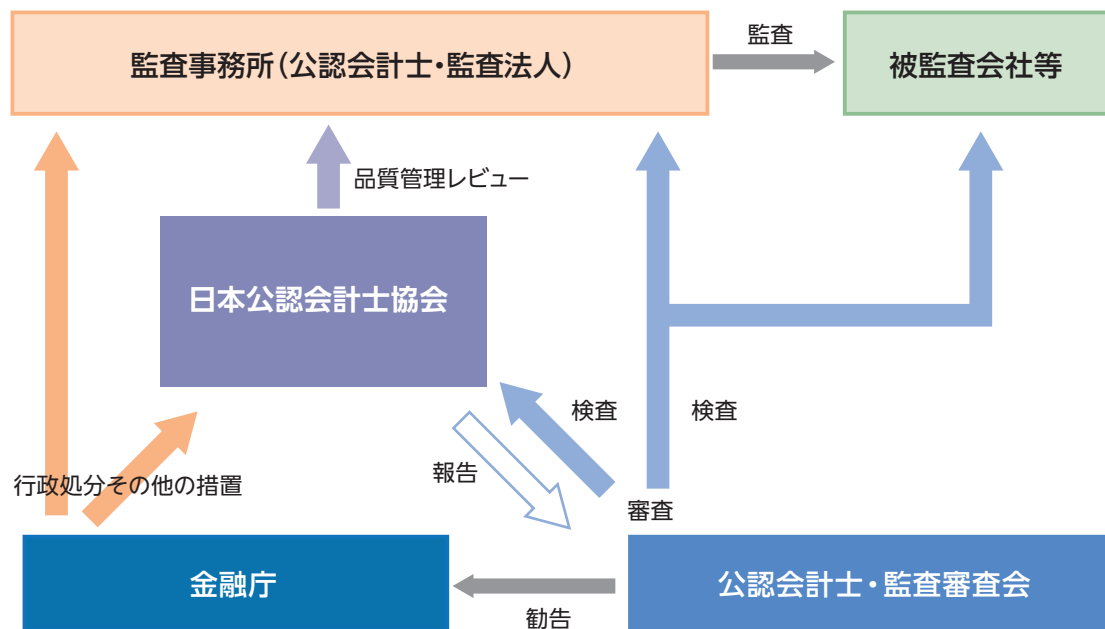
3

品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会の
検査との関係

公認会計士・監査審査会は、公認会計士法及び金融庁設置法に基づき、金融庁に設置された合議制の行政機関です。公認会計士・監査審査会の主な業務内容は、公認会計士試験の実施、監査事務所に対する審査及び検査、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査及び審議です。

当協会は、公認会計士法に基づき、平成16年度から公認会計士・監査審査会に対して品質管理レビューの状況報告を行い、また、公認会計士・監査審査会からモニタリングを受けています。

【品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会の検査との関係】



(注) 公認会計士・監査審査会は、監査事務所への検査だけでなく、当協会への検査を行うことができます。

4

平成29年度の品質管理レビューの実施状況及び実施結果

(1) 品質管理レビューの計画

平成29年度の品質管理レビュー実施計画の策定に当たり留意した主な事項は、以下のとおりです。
なお、平成29年度の品質管理レビューは、レビューアー40人体制で実施しました。

レビュー計画策定における検討すべき要素



平成29年度の通常レビュー計画の策定における主な留意事項

① 情報収集・分析の強化及び業務選定数の見直し

- ・監査事務所及び個別業務に係る情報収集・分析を強化する。
- ・個別業務のリスク評価、監視の評価結果等を参考の上、監査業務数を決定する。

② 通常レビューにおけるリスク・アプローチの強化

- ・重要な虚偽表示リスクの程度の高い監査項目に重点を置く。
- ・個別業務を担当するレビューアーを、規模やリスクに応じて複数名とする。

③ 監査事務所全体の品質管理体制の評価の強化

- ・個別の監査業務のレビューにおいて改善勧告事項や改善不十分な事項が発見された場合は、監査事務所の品質管理体制に問題があるか否かを十分検討する。

④ 機動レビューの実施

- ・前年度の通常レビューで「限定事項付き結論」が表明されたことなどを受け、前回レビューから3年を経過しない24事務所に対し機動レビューを実施する。
- ・「限定事項付き結論」が表明された監査事務所に対する機動レビューの実施に当たっては、継続して指導を行っていく。

(2) 品質管理レビューの実施状況

平成29年度の品質管理レビューの実施状況は、以下の表のとおりです。

(単位：監査事務所)

	当年度実施 監査事務所	レビュー報告書 交付事務所	当年度繰越 監査事務所 (注3)
通常レビュー	96	95	1
定期レビュー	72	72	－
機動レビュー	24	23	1
フォローアップ・レビュー	59	59	－
再フォローアップ・レビュー	3	3	－
合 計	158	157	1
通常レビュー対象監査事務所数 (注2)	197		
当年度の通常レビュー実施割合 (%)	49%		
当年度のレビュー実施割合 (%)	80%		

(注1) 前年度以前に通常レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書の審議・決定が当年度に繰り越された監査事務所が、上記表中以外に3事務所 (定期レビュー1事務所、機動レビュー2事務所) あります。

(注2) 平成29年4月1日現在において、通常レビューの対象となる監査事務所数です。

(注3) 当年度に通常レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書の審議・決定が次年度に繰り越された監査事務所です。

通常レビューの対象となる監査事務所 (以下「通常レビュー対象監査事務所」という。) の数、及び平成29年度に通常レビュー、フォローアップ・レビューを実施した監査事務所数の規模ごと (上場会社の監査業務数別) の内訳は、以下の表のとおりです。

(単位：監査事務所)

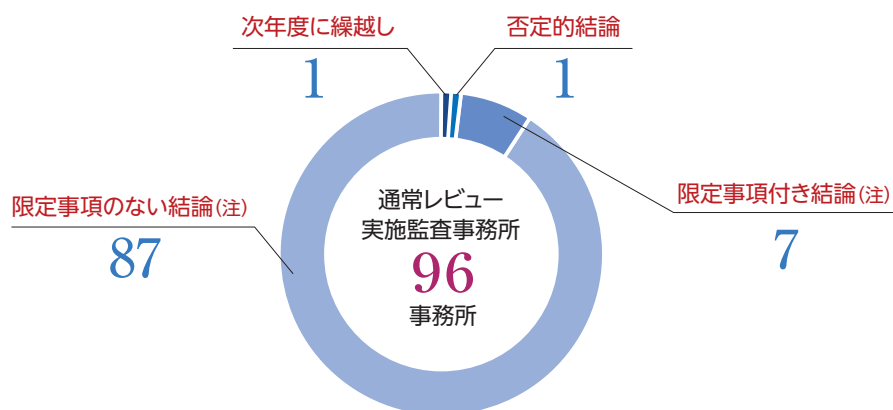
		通常レビュー対象 監査事務所	当年度実施監査事務所の内訳		
			通常レビュー 実施監査事務所(注)	フォローアップ・ レビュー 実施監査事務所	再フォローアップ・ レビュー 実施監査事務所
名簿等登録事務所 上場会社監査事務所	上場会社監査数100社以上	5	2 (－)	3	－
	上場会社監査数20～99社	8	4 (－)	2	－
	上場会社監査数10～19社	13	5 (1)	5	－
	上場会社監査数10社未満	116	56 (16)	35	2
	計	142	67 (17)	45	2
その他の監査事務所		55	29 (7)	14	1
合 計		197	96 (24)	59	3

(注) 通常レビューを実施した監査事務所のうち機動レビューを実施した監査事務所数については、()内に内数で記載しています。

(3) 通常レビューの実施結果

① 通常レビューの結果

平成29年度に通常レビューを実施した監査事務所（以下「通常レビュー実施監査事務所」という。）96事務所の通常レビューの結論は、「限定事項のない結論」が87事務所、「限定事項付き結論」が7事務所、「否定的結論」が1事務所となりました。なお、結論の決定が次年度に繰り越された監査事務所は1事務所であり、「結論の不表明」はありませんでした。



(注) 上記のほか、平成28年度以前に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が平成29年度に繰り越された監査事務所が、3事務所（「限定事項のない結論」が1事務所、「限定事項付き結論」が2事務所）あります。そのため、平成29年度中に「限定事項のない結論」の品質管理レビュー報告書が交付された監査事務所は**合計88事務所**、「限定事項付き結論」の同報告書が交付された監査事務所は**合計9事務所**です。

平成29年度の通常レビュー実施監査事務所（96事務所）について、監査事務所の規模ごと（上場会社の監査業務数別）のレビューの結論等の種類別の内訳は、以下の表のとおりです。

(単位：監査事務所)

		結論等の種類別の内訳				
		限定事項のない結論	限定事項付き結論	否定的結論	当年度繰越監査事務所	合計
名簿等登録事務所 上場会社監査事務所	上場会社監査数100社以上	2 (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	2 (－)
	上場会社監査数20～99社	4 (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	4 (－)
	上場会社監査数10～19社	4 (－)	1 (1)	－ (－)	－ (－)	5 (1)
	上場会社監査数10社未満	52 (14)	3 (1)	－ (－)	1 (1)	56 (16)
	計	62 (14)	4 (2)	－ (－)	1 (1)	67 (17)
その他の監査事務所		25 (3)	3 (3)	1 (1)	－ (－)	29 (7)
合 計		87 (17)	7 (5)	1 (1)	1 (1)	96 (24)

(注) 平成29年度通常レビュー実施監査事務所のうち機動レビューを実施した監査事務所数については、()内に内数で記載しています。

❗ 「限定事項付き結論」は、あくまでも、監査事務所の品質管理のシステムや個別監査業務において、重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合に表明される結論であり、直ちに監査業務において重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すものではありません。

② 当年度の重点的実施項目とレビュー結果

通常レビューにおける重点的実施項目は、通常レビューの往査時にレビューアーが必ず確認し、必要に応じて監査事務所を指導し、周知を図るものです。当年度の重点的実施項目は、次の事項を採り上げています。

- ア. 会長通牒平成28年第1号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」（以下「会長通牒平成28年第1号」という。）及び監査提言集（特別版）「財務諸表監査における不正への対応」（以下「監査提言集（特別版）」という。）への対応状況
- イ. 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況

当年度に通常レビューを実施した95監査事務所（次年度に繰り越された1事務所を除く。）において、上記の重点的実施項目を確認した結果は、次のとおりです。

会長通牒平成28年第1号及び監査提言集（特別版）への対応状況に関しては、特に留意すべきものとされた7項目について確認しました。その結果、「監査時間・期間の確保」を除く6項目について、改善勧告事項があった監査事務所数は、以下の表のとおりです。

重点的実施項目	監査事務所数（注）
1. リスク・アプローチに基づく監査	8
2. 職業的専門家としての懐疑心	10
3. 経営者による内部統制を無効化するリスク	13
4. 会計上の見積りの監査	23
5. 監査チーム内の情報共有	4
6. 審査	2

（注）複数の項目について改善勧告を受けた監査事務所があります。

また、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に関しては、金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（平成28年3月8日付け）（以下「懇談会提言」という。）等を踏まえ、下記の3項目について重点的実施項目として採り上げ、これらが適切かつ有効に整備・運用されているかを確認しました。その結果、当該3項目について改善勧告事項があった監査事務所数は、以下の表のとおりです。

重点的実施項目	監査事務所数（注）
1. 監査業務の品質を重視する風土	—
2. 監査事務所のガバナンスや組織運営	5
3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	2

（注）複数の項目について改善勧告を受けた監査事務所があります。

(4) フォローアップ・レビューの実施結果

平成29年度にフォローアップ・レビューを実施した監査事務所（以下「フォローアップ・レビュー実施監査事務所」という。）62事務所について、監査事務所の規模ごと（上場会社の監査業務数別）の確認結果等の内訳は、以下の表のとおりです。

（単位：監査事務所）

		確認結果等の内訳		
		改善の不十分な事項の ない確認結果	改善の不十分な事項の ある確認結果	合計
上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	上場会社監査数100社以上	3（－）	－（－）	3（－）
	上場会社監査数20～99社	2（－）	－（－）	2（－）
	上場会社監査数10～19社	5（－）	－（－）	5（－）
	上場会社監査数10社未満	35（2）	2（－）	37（2）
	計	45（2）	2（－）	47（2）
その他の監査事務所		14（1）	1（－）	15（1）
合 計		59（3）	3（－）	62（3）

（注1）平成29年度のフォローアップ・レビュー実施監査事務所の内訳には、再フォローアップ・レビュー3事務所を含んでおり、（ ）内に内数で記載しています。

（注2）フォローアップ・レビュー開始日現在において、改善措置の実施予定期日が未到来の事項がある場合は、次年度のフォローアップ・レビュー等で改善措置の状況を確認することとなります。平成29年度のフォローアップ・レビューにおいて改善措置の実施予定期日が未到来の事項があった監査事務所は2事務所でした。

(5) 品質管理レビューの結果に基づく措置の状況

平成29年度の通常レビュー及びフォローアップ・レビューの実施結果に基づく措置の決定は、以下の表のとおりです。

(単位：監査事務所)

監査事務所ごとの品質管理レビューの結論等と措置の決定の関係		
品質管理レビューの結論等	措置	当年度 (注 1)
否定的結論	辞退勧告	1 (－)
限定事項付き結論	辞退勧告 (改善不十分)	2 (－)
	厳重注意 (改善不十分)	1 (－)
	注意	4 (4)
小 計		7 (4)
限定事項のない結論における改善勧告事項 (注 2)	注意 (改善不十分)	10 (7)
合 計		18 (11)

(注1) 品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の決定を受けた監査事務所数のうち、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に對するものは、() 内に内数で記載しています。

(注2) 限定事項のない結論における改善勧告事項に係る注意措置 (改善不十分) には、フォローアップ・レビューの結果に基づく措置が3事務所 (うち上場会社監査事務所名簿等登録事務所は2事務所) 含まれています。

(注3) 前年度以前に通常レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書の審議・決定が当年度に繰り越された監査事務所のうち措置を受けた監査事務所が、上記表中外に2事務所 (うち上場会社監査事務所名簿等登録事務所1事務所含む。) あります。なお、当該2事務所の品質管理レビューの結論等及び措置は、いずれも限定事項付き結論及び厳重注意です。

(注4) 上記表中の措置の記載は、監査事務所ごとに決定された措置の種類の中で、最も重い措置に区分して記載しており、監査事務所ごとに決定された措置の総合計数とは一致しません。

5 平成29年度の通常レビューにおける改善勧告事項

改善勧告事項の内容は、「監査事務所における品質管理」に関連するものと、「監査業務における品質管理」に関連するものに分けられます。

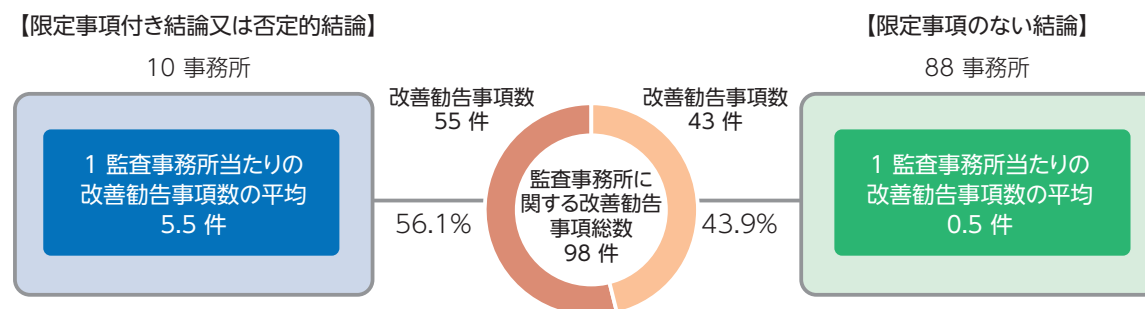
(1) 「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項

平成29年度に品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所98事務所における、「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項数は、以下の表のとおりです。

レビューの結論	事務所数 (A)	改善勧告事項数 (B)	1 事務所当たり平均 (B/A)
限定事項付き結論 又は否定的結論	10 事務所	55 件 (注 1)	5.5 件
限定事項のない結論	88 事務所	43 件	0.5 件
合 計	98 事務所 (注 2)	98 件	1.0 件

(注1) 55件のうち限定事項付き結論等の原因となった改善勧告事項は20件です。

(注2) 品質管理レビュー報告書の交付が平成29年度に繰り越された3事務所を含みます。また、品質管理レビュー報告書の交付が平成30年度へ繰り越しとなった1事務所を除きます。

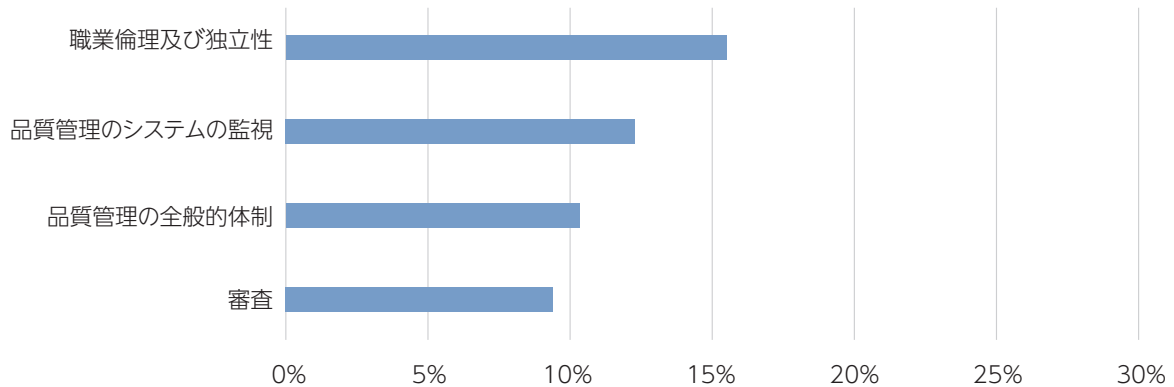


❗ 改善勧告事項とは、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念がある事項です。この改善勧告事項には、品質管理レビューの結論を限定する原因となる事項もありますが、その多くは、監査に関する品質管理の向上に資する改善の必要がある事項として改善勧告書に記載されるものです。

発生割合が高い改善勧告事項（監査事務所における品質管理）

「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項について、改善勧告事項の発生割合が高い項目は、「職業倫理及び独立性」、「品質管理のシステムの監視」等です。

【発生割合が高い改善勧告事項（監査事務所における品質管理）】



改善勧告事項の発生割合

(各項目について改善勧告事項が生じた監査事務所数÷品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所数)

改善勧告事項の事例

改善勧告事例 1 職業倫理及び独立性

＜具体例＞

監査事務所は、専門要員の独立性の確認のため、専門要員にチェックリストを配布し、回答を確認しているが、確認対象に監査対象会社の親会社や子会社等を明示しておらず、独立性を確認する対象会社の網羅性が確保されていない。

改善勧告事例 2（限定事項） 品質管理の全般的体制

＜具体例＞

複数の監査業務から重要な会計上の見積りに関する監査手続の不備を含む多くの不備が発見されており、監査責任者による監査業務の指示・監督及び監査調書の査閲が十分に実施されていない。また、監査チームが実施した重要な会計上の見積りに関する監査手続の不備が審査で指摘されていない。

改善勧告事例 3 品質管理の全般的体制

＜具体例＞

情報漏洩（紛失、不正・私的利用を含む。）を防ぐために必要なセキュリティ・ポリシーを策定しているが、業務で使用するPC等の管理が適切に行われているかどうかについて、監査事務所としてのモニタリングが行われていない。

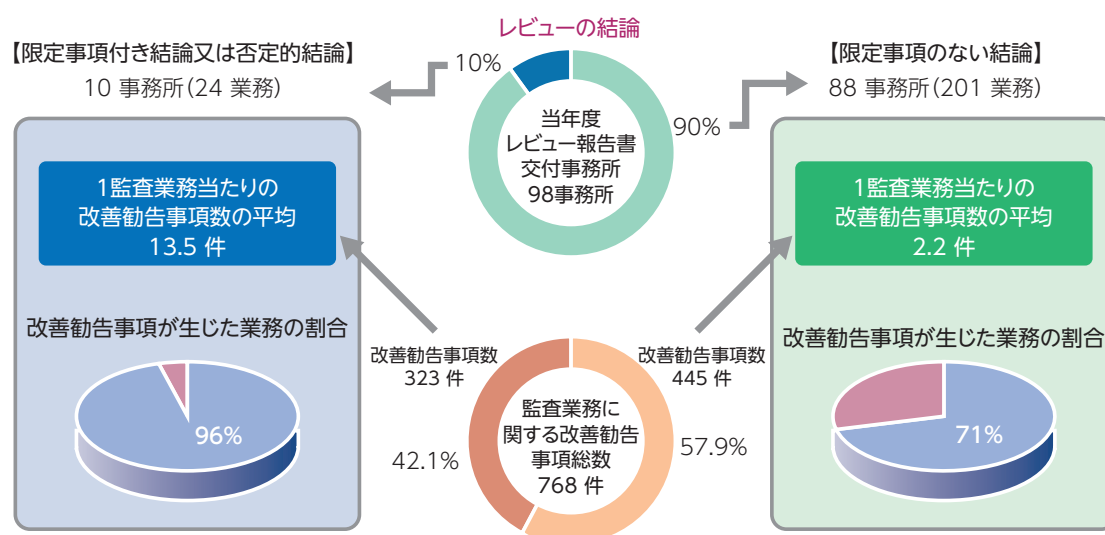
(2) 「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項

平成29年度に品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所98事務所における、選定した監査業務数と改善勧告事項数は、以下の表のとおりです。

レビューの結論	事務所数	選定業務数(A)	改善勧告事項数 (B)	1 監査業務 当たり平均 (B/A)	改善勧告事項 が生じた業務 数と割合
限定事項付き結論 又は否定的結論	10 事務所	24 業務	323 件 (注 1)	13.5 件	23 業務 (96%)
限定事項のない結論	88 事務所	201 業務	445 件	2.2 件	142 業務 (71%)
合 計	98 事務所 (注2)	225 業務	768 件	3.4 件	165 業務 (73%)

(注1) 323件のうち限定事項付き結論等の原因となった改善勧告事項は70件です。

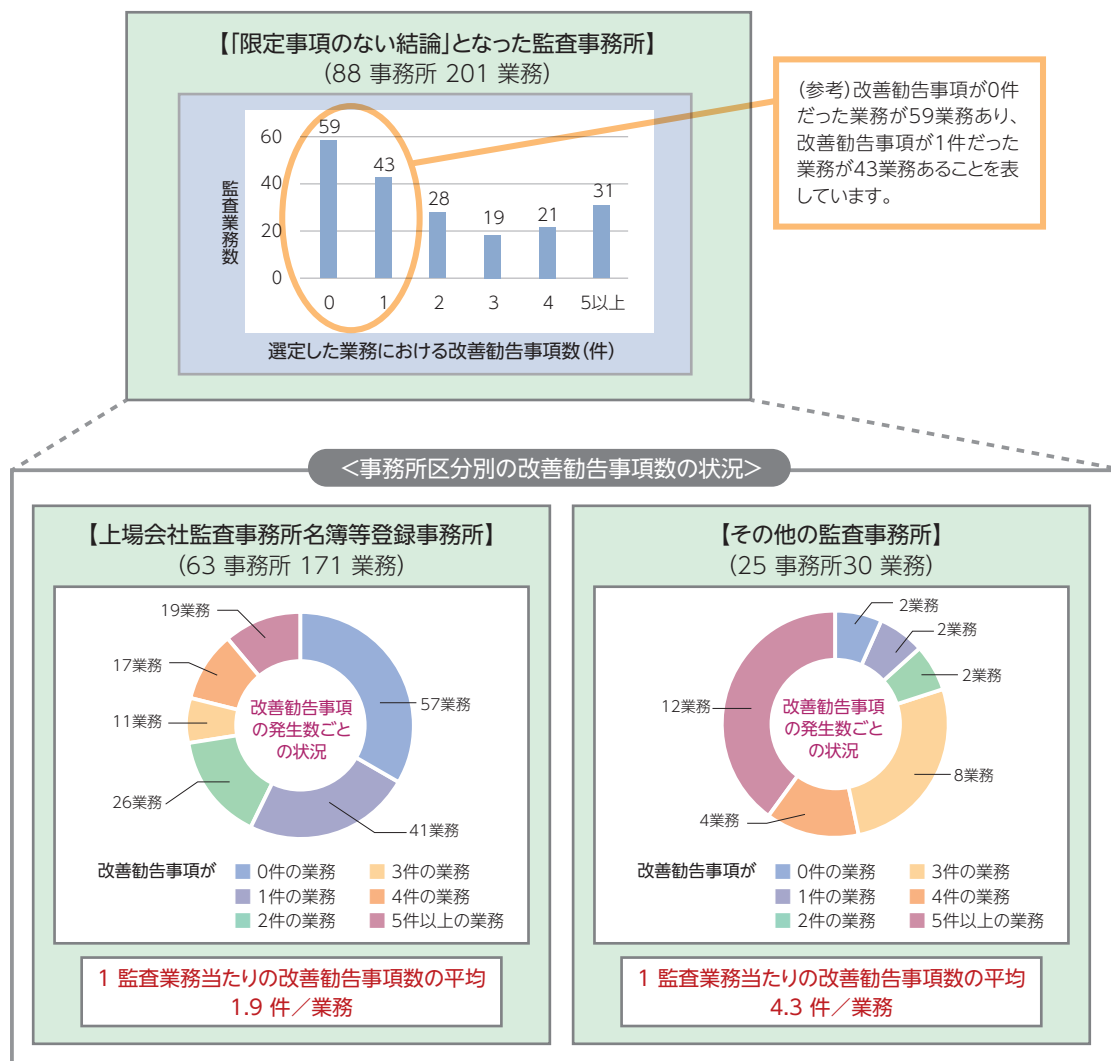
(注2) 品質管理レビュー報告書の交付が平成29年度に繰り越された3事務所を含みます。また、品質管理レビュー報告書の交付が平成30年度へ繰り越したとなった1事務所を除きます。



「限定事項のない結論」となった監査事務所における改善勧告事項の発生状況

「限定事項のない結論」となった監査事務所について、選定した各監査業務での改善勧告事項数ごとの状況は、以下のとおりです。

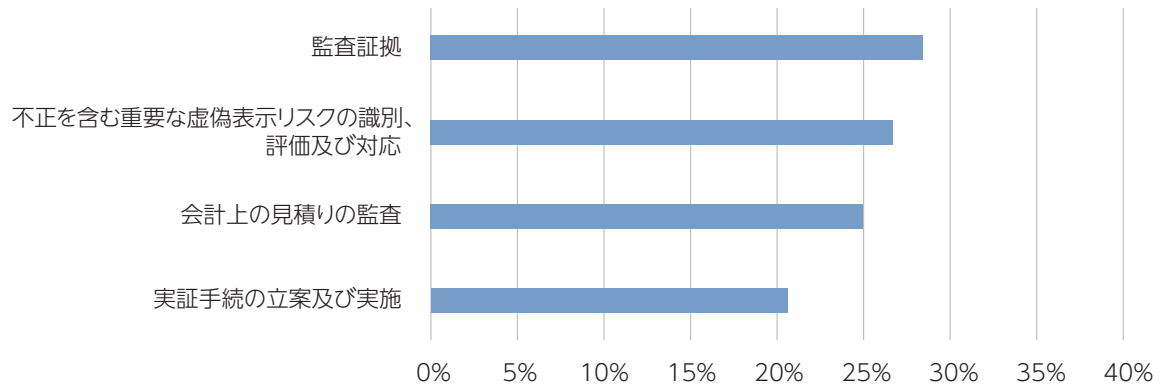
【選定した各監査業務における改善勧告事項数ごとの状況】



発生割合が高い改善勧告事項（監査業務における品質管理）

「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項について、改善勧告事項の発生割合が高い項目は、「監査証拠」、「不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応」、「会計上の見積りの監査」等です。

【発生割合が高い改善勧告事項（監査業務における品質管理）】



業務選定数に対する割合
(各項目について改善勧告事項が生じた監査業務数÷選定した監査業務数)

改善勧告事項の事例

改善勧告事例 1 監査証拠

<発見事項>

監査対象会社が作成した情報を利用しているが、その情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手していない。

<具体例>

監査対象会社が最終入庫から1年超の在庫を評価減する方針を採用している場合に、評価減額の根拠資料として、表計算ソフト等で作成された長期滞在在庫の評価減資料を監査対象会社から入手しているが、その情報の正確性（計算式が正確か等）及び網羅性（1年超のものが全てリストアップされているか等）を検討していない。

<改善への対応>

評価減の対象となる在庫の情報を意図的に操作することにより、評価減を過少又は過大に計上する可能性があること、また提出資料に誤謬が生じている可能性もあるため、監査対象会社が作成した情報を利用する場合は、その資料及び説明を鵜呑みにせず、適切な監査証拠であるか確認する必要がある。

改善勧告事例 2 (限定事項) 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及びリスク対応

<発見事項>

企業の通常の取引過程から外れた重要な取引や通例でないと判断されるその他の重要な取引について、取引の事業上の合理性（又はその欠如）が、不正な財務報告を行うため又は資産の流用を隠蔽するために行われた可能性を示唆するものであるかどうかを評価していない。

<具体例>

債務超過の会社を将来の超過収益力に基づく企業価値で買収し、多額ののれんを計上するなど過去の不正事例（資金還流取引等）に類似した状況において、被買収企業の企業価値評価の前提となる事業計画の合理性について十分検討していない。

<改善への対応>

資産の流用を隠蔽するために行われた可能性を示唆するものであるかどうかについて、職業的懐疑心を発揮して監査を行う必要がある。そのため監査人は、起こりうる不正の態様を想定して、個々の状況に適合した監査手続を立案し実施する必要がある。

改善勧告事例 3 会計上の見積りの監査

<発見事項>

経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データについて、監査人は批判的に検討していない。

<具体例>

繰延税金資産の回収可能性の検討において、翌期以降の事業計画に基づく課税所得見積額が当期実績と比較して大幅に上回っているにもかかわらず、事業計画の内容を批判的に検討していない。

<改善への対応>

単に事業計画を入手するにとどまって監査対象会社の主張を鵜呑みにするのではなく、収集した他の情報や監査チーム内に蓄積された知識に照らして事業計画を批判的に検討する姿勢を保持し、見積りの裏付けとなる適切な監査証拠を入手する必要がある。

❗ 改善勧告事項のより詳細な内容については、当年度から当協会のウェブサイトで公表します「品質管理レビュー事例解説集」をご参照ください。

6 改善勧告事項が生じた原因と対策

改善勧告事項のうち、限定事項付き結論又は否定的結論となった原因については、監査事務所が品質管理委員会に提出する改善計画書の冒頭に、その分析の記載を求めるとともに、改善勧告事項となった原因について監査事務所の見解を確認しています。また、改善勧告事項の件数が多い監査事務所についても、その原因を監査事務所に確認しています。

品質管理委員会では、これら資料を基に、多くの改善勧告事項に共通する原因を分析し、その対策について検討を行っています。

(1) 改善勧告事項が生じた主な原因の分析

限定事項付き結論等となった監査事務所の改善勧告事項を分析した結果、多くの改善勧告事項に共通すると思われる主な原因として、以下のことが考えられます。

監査対象会社に係る リスク評価の不足

- ・ 監査対象会社の事業や組織構造の変化に応じたリスク評価の見直しが適切に行われなかったため、売上取引や関連当事者取引等の監査領域でリスク対応手続が著しく不足していた。

組織的な取組姿勢の 不足

- ・ 監査業務で限定事項となった改善勧告事項が監査事務所内の品質管理システムで発見できておらず、監査事務所の品質管理に対する体制や取組に問題があった。
- ・ 専門要員に対する教育・訓練が本人任せであった。

(2) 改善勧告事項が生じた原因への対策

多くの改善勧告事項で共通すると思われる主な原因に対し、監査チーム（専門要員）、監査事務所が採るべき対策として、以下のことが考えられます。

監査チーム（専門要員）

- ・ 職業的専門家としての懐疑心の発揮
- ・ 監査対象会社に係るリスク評価と対応手続の徹底
- ・ 適切な監査チーム運営の遂行

監査事務所

- ・ 監査品質を重視する態勢、風土の構築
- ・ 十分な監査時間・期末監査期間・監査報酬の確保
- ・ 監査業務の規模やリスクに応じた監査チームの選任
- ・ 専門要員や監査対象会社等の状況を踏まえた、より効果的な研修の実施等による人材の育成

当協会は、監査チーム（専門要員）及び監査事務所のこのような取組を支援するため、有用な研修の実施、自主規制機能の充実・強化等の施策を引き続き行っていきます。

7 上場会社監査事務所登録制度の概要

(1) 上場会社監査事務所登録制度の概要

当協会は、社会的影響のある上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、平成19年度から上場会社監査事務所登録制度を導入しています。なお、上場会社監査事務所名簿等を当協会のウェブサイトで公開しています。

<http://tms.jicpa.or.jp/offios/pub/>

また、上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の概況を（参考1）として29ページに記載しています。

上場会社監査事務所名簿等で開示されている主な情報

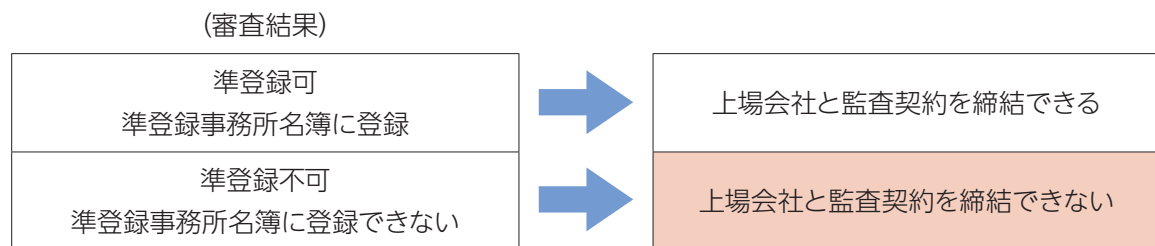
- ☐ 監査事務所の概要（事務所所在地、社員数、監査対象の上場会社数等）
- ☐ 監査事務所の品質管理のシステムの概要
- ☐ 品質管理レビューの実施状況（最近3年間に実施した通常レビュー、フォローアップ・レビュー及び再フォローアップ・レビューの報告書の交付年月）
- ☐ 品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要
- ☐ 懲戒処分等（行政処分・行政処分勧告・当協会の懲戒処分）

❗ 各証券取引所の有価証券上場規程等では、上場会社の監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所でなければならないとされています。また、新規の上場に際しての監査人は、上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所、又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所のうち品質管理レビューを受けた監査事務所でなければならないとされています（東京証券取引所の場合、有価証券上場規程第205条第7号の2、第441条の3等）。

(2) 上場会社監査事務所名簿等への登録審査

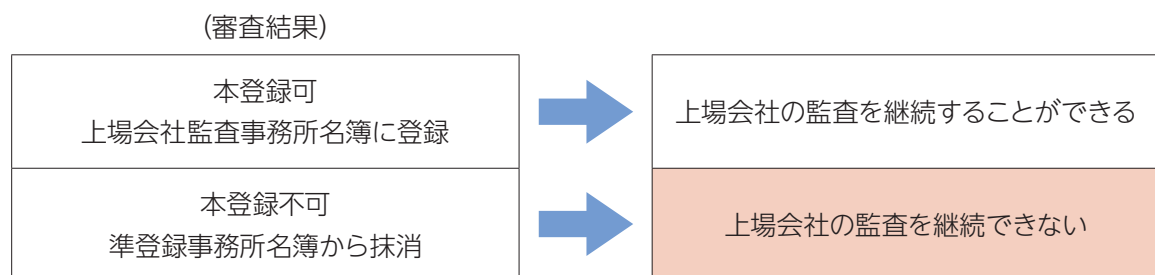
① 準登録審査

上場会社監査事務所名簿等に登録されていない監査事務所が、新たに上場会社との監査契約を予定する場合は、準登録事務所名簿への登録を申請し、その後に審査が行われます。



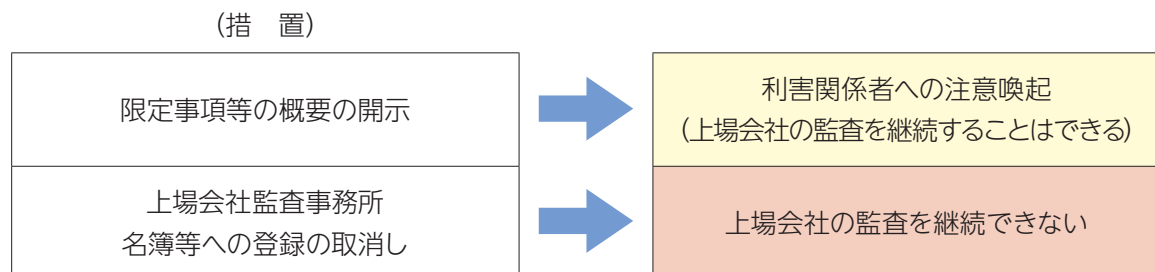
② 本登録審査

準登録事務所（品質管理レビュー実施前）は、上場会社と監査契約を締結し監査を実施して監査報告書を提出した後、通常レビューを受け、この通常レビューの結果に基づき上場会社監査事務所名簿への本登録の審査が行われます。



(3) 上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置

上場会社監査事務所に対しては通常レビューを実施し、その結果に基づき「品質管理レビュー制度における措置」及び「上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置」の両方を決定します。上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置として、上場会社監査事務所名簿等への登録の取消しが決定された場合は、当該監査事務所は、上場会社の監査を継続することができなくなります。



❗ 監査事務所が上場会社を監査するのに十分な能力、態勢を有していることが担保されるように、厳格に審査を行い、上場会社監査事務所名簿等への登録の可否及び登録事務所に対する措置を決定しています。

8 平成29年度の上場会社監査事務所名簿等の状況

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、登録審査を経て上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所は5事務所であり、上場会社との監査契約がなくなった等の理由により上場会社監査事務所名簿等の登録を抹消された監査事務所は13事務所です。

この結果、平成30年3月31日現在、上場会社と監査契約している若しくは監査契約を締結することができる監査事務所は134事務所です。

なお、平成29年度の品質管理レビュー結果に基づき、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置が決定された監査事務所はありません。

【上場会社監査事務所名簿等登録事務所の内訳】

(平成30年3月31日現在)

	監査法人	公認会計士	合計
上場会社監査事務所名簿に登録されている 上場会社監査事務所（本登録事務所）	118	8	126
準登録事務所名簿に登録されている監査事務所 （準登録事務所）	5	3	8
上場会社監査事務所名簿等登録事務所計	123	11	134

(参考1) 上場会社監査事務所名簿等に登録されている 監査事務所の概況

上場会社監査事務所名簿等に登録されている134監査事務所の概況は、以下のとおりです。

(1) 上場会社監査数に基づく内訳

上場会社監査数を基にした監査事務所の内訳は、以下の表のとおりです。

(平成30年3月31日現在)

上場会社監査数	事務所数	構成比	上場会社監査数合計	構成比
100 社以上	5 事務所	3.7%	2,831 社	75.9%
20 ～ 99 社	9 事務所	6.7%	420 社	11.2%
10 ～ 19 社	13 事務所	9.7%	163 社	4.4%
10 社未満	107 事務所	79.9%	316 社	8.5%
合 計	134 事務所	100%	3,730 社	100%

(2) 所属公認会計士等（公認会計士以外のその他の監査実施者を含む。）の数に基づく 内訳

監査事務所に所属している公認会計士等の数（常勤者及び非常勤者の合計）を基にした監査事務所の内訳は、以下の表のとおりです。

(平成30年3月31日現在)

所属公認会計士等 の数	事務所数	構成比	所属公認会計士等 の数合計	構成比
1,000 人以上	4 事務所	3.0%	19,481 人	80.3%
100 ～ 999 人	8 事務所	6.0%	2,057 人	8.5%
20 ～ 99 人	59 事務所	44.0%	2,037 人	8.4%
20 人未満	63 事務所	47.0%	690 人	2.8%
合 計	134 事務所	100%	24,265 人	100%

9 品質管理審議会からの勧告事項への対応

品質管理審議会は、品質管理委員会及び上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の活動をモニタリングする機関であり、品質管理委員会は、同審議会から平成29年5月30日付けで「平成28年度品質管理委員会活動に関する勧告書」を受領しました。その報告書に記載されている勧告事項に対する品質管理委員会の対応は、次のとおりです。

勧告事項1. 品質管理レビューの一層の充実

(1) 会長通牒平成28年第1号及び監査提言集（特別版）への対応状況の確認（継続）

平成28年度に引き続き、会長通牒等において特に留意すべきものとされた7項目を、当年度の重点的实施項目として採り上げ、監査事務所及び個別業務において対応が適切に行われているかを確認し、不十分な点があった場合は改善勧告事項とすることで、指導及び監督を実施しました。なお、当年度の通常レビューにおける重点的实施項目の結果については、「4.(3)②当年度の重点的实施項目とレビュー結果」をご参照ください。

(2) 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の確認（継続）

平成28年度に引き続き、懇談会提言を踏まえた3項目を、当年度の重点的实施項目として採り上げ、監査事務所の品質管理のシステムが適切かつ有効に整備・運用されているかを確認し、不十分な点があった場合は改善勧告事項とすることで、指導及び監督を実施しました。なお、当年度の通常レビューにおける重点的实施項目の結果については、「4.(3)②当年度の重点的实施項目とレビュー結果」をご参照ください。

(3) レビューアーの能力の向上及び能力の均質化を目的とした取組の計画的な実施（新規）

レビューアーの能力の向上及び能力の均質化を目的として、以下の取組を実施しました。

- 金融、ITといった専門性の高い分野への対応強化を図るため、これらの専門能力を有するレビューアーを増員した。
- 品質管理レビューにおける事例や運営方針に関する情報共有と意見交換を行うために、少なくとも月に一度、レビューアー全体で会議を開催した。
- レビューアー間の判断をより均質化するために、改善勧告事項に関する事例等を利用したディスカッション形式の研修を実施した。

勧告事項2. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知徹底

(1) 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の会員への積極的な周知活動（継続）

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の会員への積極的な周知活動として、以下を実施しました。

- 会員向け全国研修会（年4回開催）や地域会の研修会等において、品質管理レビュー制度等について品質管理レビューチームによる解説を行った。
- 平成29年度の通常レビュー対象監査事務所に対しては、平成29年6月に実施した「品質管理レビューについての説明会兼意見交換会」及び通常レビューの実施過程において、品質管理レビュー制度の変更点等について説明した。

(2) 日本公認会計士協会の自主規制としての品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への積極的な周知活動（継続）

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への周知活動として、以下を実施しました。

- 通常レビュー対象監査事務所、上場会社の監査役等及び機関投資家に向けて、平成28年度の品質管理レビュー制度や活動状況の概要をまとめた冊子「品質管理レビューの概要」を配布した。
- 当協会のウェブサイトで、「品質管理レビュー制度」の項目において、制度の必要性、概要、活動状況等に関する情報を発信した。
- 監査役等に対しては、「月刊監査役」に品質管理レビュー制度に関して寄稿した（表題「日本公認会計士協会における品質管理レビュー制度等の概要（平成28年度）」）。

10 今後の行動計画

当協会は、自主規制機能の中核をなす品質管理レビュー制度について、自主規制の意義・内容等の原点に遡って研究するために「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会」を設置し、同研究会は「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書」を作成しました。その報告書は、当協会のウェブサイトで、平成30年2月16日に公表されました。

<https://jicpa.or.jp/news/information/2018/20180216xxd.html>

当協会は、同報告書に記載されている提言について具体的な施策を検討し、必要に応じて、現在の制度や枠組みを前提とした個々の対応にとどまらず、自主規制の原点に立ち返った横断的な対応を含めて検討を進めていきます。

品質管理委員会としては、同報告書に記載されている提言等を踏まえて、会計監査の信頼性確保のために、品質管理レビュー制度の更なる改善を行うとともに、平成30年度の品質管理レビューにおいては、以下の対応を行います。

品質管理レビューの実効性の向上

品質管理レビューの実効性の向上を図るため、品質管理レビュー実施前における情報の収集・分析をさらに強化し、大規模な上場会社の監査に対する監査事務所のリスク管理の状況を確認することにレビューの重点を置きます。個別業務の選定方法等の見直し、個別業務の規模やリスクの状況に応じたレビューアーの選任やレビューアーが識別したリスクが高いと判断した領域を重点的にレビューすることにより、深度のある効率的なレビューを実施します。また、監査事務所の改善勧告事項の発生原因の究明や改善措置の策定について、深度あるコミュニケーションを実施し、監査事務所の監査の品質向上のための指導を的確に行います。

上場会社監査事務所登録制度の厳格な運用

上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所が、上場会社を監査するための十分な能力、態勢を有していることが担保されるよう、品質管理レビューの実施を通じて監査事務所の品質管理に対する意識の向上を図り、登録の可否や措置の決定を厳格に行っていきます。

「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書」に記載されている提言への対応

「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書」に記載されている提言について、品質管理レビュー等での具体的な施策を検討し、実施を進めていきます。

品質管理レビュー実施結果の開示拡充等の検討

品質管理レビュー実施結果の情報開示の拡充の要否、内容、対応すべき課題等について慎重に検討を進めていきます。

(参考2) 上場会社の会計監査人の異動状況

当協会は、会社による金融商品取引法等に基づく会計監査人の異動理由の開示がより充実したものとなるように、具体的な異動理由を把握するとともに、品質管理レビューの実施過程において会計監査人と意見交換を行っています。

(1) 会計監査人の異動件数

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、上場会社の株主総会等で126件の会計監査人の異動が決議されました。以下の表は、前任監査人及び後任監査人の監査事務所の規模別に、会計監査人の異動状況をまとめたものです

【会計監査人の異動状況】

		前任監査人		
		大手 4 監査法人	大手 4 監査法人以外	合 計
後任監査人	大手 4 監査法人	29 件	7 件	36 件
	大手 4 監査法人以外	48 件	42 件	90 件
	合 計	77 件	49 件	126 件

126件の会計監査人の異動のうち、大手4監査法人が前任監査人であった件数は77件と全体の過半数を占めていますが、その一方で、大手4監査法人が後任監査人となった件数は36件となりました。

(2) 会計監査人の異動理由

会計監査人の異動理由には、例えば、会計処理に関して会社と会計監査人との意見の不一致が原因の場合等、株主や投資家にとって極めて重要な情報もあるため、金融商品取引法に基づく臨時報告書及び証券取引所の有価証券上場規程に基づく適時開示（以下「適時開示」という。）により、会計監査人の異動理由を開示することとされています。しかしながら、開示された異動理由を見ると「任期満了」による交代とするケースが多く、株主等への十分な情報提供になっていないとの意見があります。

このため、当協会は、会計監査人の異動理由の開示の充実に向けて、具体的な異動理由を適時に把握するため、上場会社監査事務所が当協会へ提出している「登録事務所概要書変更事項届出書」（以下「届出書」という。）の記載方法について所要の改正を行いました。

以下の表は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに生じた会計監査人の異動のうち、平成30年4月30日までに前任監査人及び後任監査人から届出書の提出があった91件の会計監査人の異動について、そこに記載されている会計監査人の異動理由を集計したものです。

【登録事務所概要書変更事項届出書に記載された会計監査人の異動理由】

会計監査人の異動理由（複数選択可）	回答件数	
	前任監査人	後任監査人
(1) 連結グループでの監査人統一	9 件	8 件
(2) 海外展開のため国際的ファームへ交代	3 件	4 件
(3) 監査人の対応の適時性や人員への不満	4 件	40 件
(4) 監査報酬	40 件	28 件
(5) 継続監査期間	8 件	11 件
(6) 監査期間中に直面した困難な状況	2 件	－ 件
(7) 会計・監査上の見解相違	2 件	2 件
(8) 会計不祥事の発生	3 件	3 件
(9) 企業環境の変化等による監査リスクの高まり	5 件	2 件
(10) その他	20 件	14 件
合 計	96 件	112 件

（注）会計監査人の異動理由は複数選択することができるため、会計監査人の異動件数91件と上記の回答件数の合計とは一致していません。

回答件数を見ると、前任監査人は異動理由として「監査報酬」を最も多く挙げている一方で、後任監査人は、被監査会社から得た理由として、「（前任）監査人の対応の適時性や人員への不満」を最も多く挙げています。また、上記91件の会計監査人の異動のうち、会社による適時開示で会計監査人の異動理由を「任期満了」としているのは78件であり、この78件のうち、前任監査人が提出した38件の届出書では会計監査人の異動理由を「監査報酬」としています。

当協会としては、会社による金融商品取引法及び有価証券上場規程に基づく会計監査人の異動理由の開示がより充実したものとなるように、品質管理レビューの実施過程において、会計監査人と届出書に記載された異動理由について意見交換しており、今後、特に会計監査人の異動理由について再確認が必要と判断される案件については、会計監査人へ追加の質問を実施し状況の把握を行っていきます。

（参考3）年次報告書（詳細編）との関係

本冊子（目次）	年次報告書（詳細編）
1. 自主規制団体としての日本公認会計士協会の役割	—
2. 品質管理レビュー制度	・第1章 品質管理レビュー制度 ・（資料2）監査品質について
3. 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会の検査との関係	・第2章 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会の検査との関係
4. 平成29年度の品質管理レビューの実施状況及び実施結果	・第3章 平成29年度の品質管理レビューの実施状況及び実施結果 ・（資料3）通常レビューの実施状況及び実施結果の推移 ・（資料4）平成29年度の通常レビューの実施対象とした監査業務の市場、産業、決算期ごとの割合
5. 平成29年度の通常レビューにおける改善勧告事項	・第4章 平成29年度の通常レビューにおける改善勧告事項 ・（資料5）通常レビューにおける改善勧告事項及び限定事項付き結論又は否定的結論を表明する原因となった事項 ・（資料6）監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の調査結果の概要
6. 改善勧告事項が生じた原因と対策	・第5章 改善勧告事項が生じた原因と対策
7. 上場会社監査事務所登録制度の概要	・第6章 上場会社監査事務所登録制度の概要
8. 平成29年度の上場会社監査事務所名簿等の状況	・第7章 平成29年度の上場会社監査事務所名簿等の状況
9. 品質管理審議会からの勧告事項への対応	・（資料7）平成28年度品質管理委員会活動に関する勧告書
10. 今後の行動計画	・第8章 今後の行動計画

このほか、当協会の品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度を理解する上で下記の資料も参考となりますので、ご活用ください。

- 品質管理レビュー制度Q&A
- 品質管理レビュー事例解説集

品質管理審議会及び品質管理委員会の構成員は、以下のとおりです（平成30年5月18日現在）。

品質管理審議会

審議会長 山崎彰三 日本公認会計士協会 元会長	審議会長代理（*） 山本謙三 株式会社 NTT データ経営研究所 取締役会長	委員（*） 岡 正晶 日本弁護士連合会 元副会長
委員（*） 岡田譲治 公益社団法人日本監査役協会 会長	委員（*） 小沼泰之 株式会社東京証券取引所 取締役 常務執行役員	委員（*） 林 隆敏 関西学院大学商学部 教授
委員 鳥羽至英 国際教養大学 客員教授		

品質管理委員会

委員長 鈴木昌治 日本公認会計士協会 副会長	委員（*） 唐津恵一 東京大学大学院法学政治学研究科 ビジネスロー・比較法政研究センター 教授	委員（*） 林謙太郎 株式会社東京証券取引所 上場部長
委員（*） 丸島俊介 弁護士	委員 小暮和敏 日本公認会計士協会 常務理事	委員 新井達哉 日本公認会計士協会 常務理事
委員 柴 毅 日本公認会計士協会 常務理事	委員 染葉真史 日本公認会計士協会 常務理事	委員 渡邊芳樹 日本公認会計士協会 常務理事
委員 鈴木真紀江 日本公認会計士協会 理事	委員 北山千里 公認会計士	

（*）会員外の有識者を表示しています。

